

2 4 1 1 - 0 0 8 令和6年11月25日

企業主導型保育事業実施者 様

公益財団法人児童育成協会

図面の変更を伴う事業内容の変更に係るご相談の実施について

平素より企業主導型保育施設の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

図面の変更を伴う事業内容の変更をご検討中の事業者を対象に、検討に係るご相談を受け付けます。 ご相談いただいた内容に対し、現行基準に適合する計画となるようにご案内いたしますので、この機会

にぜひご活用ください。

なお、今後実施する各種申請での承認を確約するものではございませんのでご留意ください。

記

- - ※「図面の変更を伴う事業内容の変更」とは、下記に例示する内容を想定しています。
 - ・定員の年齢別内訳の変更を検討している (定員の増員・減員はお受けできません)
 - ・病児保育加算(病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型)の実施を 検討している
 - ・預かりサービス加算一般型の実施を検討している
 - ・施設の一部又は全部の用途変更(事務室を保育室に転用する等)を検討している
 - ・施設の増改築を検討している(保育スペースの拡充等)
- 3. 受付方法 企業主導型保育事業ポータルサイト公開の「建築関係法令等セルフチェックシート」に必要事項を記入の上、zumen_soudan@kodomono-shiro.jp 宛てにメールにて 送付してください。
 - ※「建築関係法令等セルフチェックシート」

企業主導型保育事業ポータルサイト>既に施設運営中の法人様>様式ダウンロード>2. 助成決定後の申請手続>運営費

※メールタイトルは「保育施設コード」+「保育施設名」としてください。

(例: H00●●●● ○○○保育園)

※相談内容を確認し、事業者ごとに随時確認およびご回答をいたします。



4. 留意事項

- (1) 図面の変更を伴う事業内容の変更相談は次年度の助成申込(事業計画申請)を円滑に行うことを目的としています。本相談後は、次年度の助成申込にて正式に申請内容の審査を行います。
- (2) 次年度の助成申込(事業計画申請)において図面の変更を伴う事業内容の変更を申請される場合、内容によっては、審査に時間を要することがございます。また、審査期間が限られているため、令和7年度の事業計画申請の初回申請時に提出いただいた図面から大幅な変更が生じる場合、審査をお受けできない可能性がございます。次年度の助成申込にて図面の変更を予定している場合は、ぜひ本相談をご活用ください。
- (3) 工事を必要とする図面の変更を伴う事業内容の変更を申請される場合、 次年度の助成申込(事業計画申請)における図面等の審査完了後に着工 可能となります。図面の変更を伴う事業内容の変更相談にて図面等を確 認した場合においても、次年度の助成申込(事業計画申請)の申請前に 着工することはできませんのでご留意ください。
- (4) 図面の変更を伴う事業内容の変更相談の申込みをせず、次年度の助成申込(事業計画申請)にて事業内容の変更を行うことも可能ですが、次年度の助成申込(事業計画申請)における提出資料に不備・不足があった場合、審査に時間を要することや変更が認められないこと、令和7年4月から加算事業を開始できないこともありますので、予めご了承ください。
- (5) 病児保育事業及び一時預かり事業の実施にあたっては「企業主導型保育事業における病児保育事業及び一時預かり事業に関する確認事項」、「助成申請、運営にあたっての留意事項」及びその他関係法令等で定める基準を遵守する必要があります。当該加算事業を追加申請する場合は各種基準に定める要件を満たすようご留意ください。
- (6) 図面等の作成にあたっては、企業主導型保育事業ポータルサイトに公開されている「建築関連資料集(事業計画申請用 令和6年11月14日版)」を必ずご確認ください。
 - ※「建築関連資料集(事業計画申請用 令和6年11月14日版)」 企業主導型保育事業ポータルサイト>既に施設運営中の法人様>様式 ダウンロード>2. 助成決定後の申請手続>運営費
- (7) 定員変更申請は実施しておりません。そのため、定員の増員・減員に係る相談はお受けできませんので予めご了承ください。

以上



【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部

電 話 0570-550-819

(年末年始を除く平日9:15~17:15)

お問い合わせフォーム https://www.kigyounaihoiku.jp/contact